



資料 3

かながわ医療的ケア児支援・情報センターの 取り組みについて



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

Kanagawa Prefectural Government

令和5年3月1日

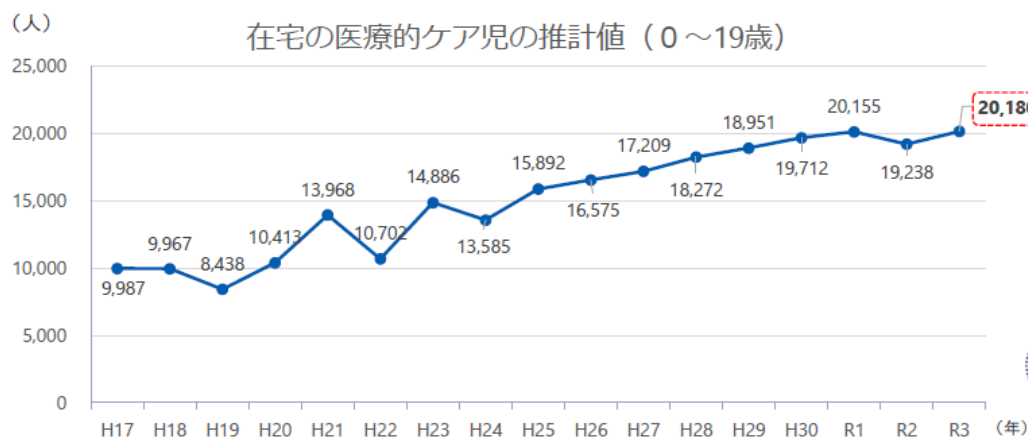
神奈川県福祉子どもみらい局

障害福祉課

1. 医療的ケア児について

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人（推計）である。



出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により厚生労働省障害児・発達障害者支援室で作成



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、
ネブライザーの管理、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿、等



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

1. 医療的ケア児について

神奈川県の医療的ケア児の人数（推計値）

※神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業における令和3年度取組状況報告より抜粋
（神奈川県医療課）

【H29～R3年度】

（1）実施概要

- こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。

※調査対象は配付38機関+こども医療センターの計39機関

（2）内容

- 対象：外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
- 質問項目：診療報酬別の算定件数

（3）結果 回答施設数：39施設

診療報酬		H29	H30	R1	R2	R3
C107	在宅人工呼吸指導管理料	149	141	142	132	135
C109	在宅寝たきり患者処置指導管理料	164	104	85	61	65
C103	在宅酸素療養指導管理料	563	379	378	361	344
C104	在宅中心静脈栄養指導管理料	31	23	20	39	22
C105	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	28	23	27	25	23
C112	在宅気管切開患者指導管理料	104	122	122	109	118
C105-2	在宅小児経管栄養法指導管理料	379	332	291	282	299
C106	在宅自己導尿指導管理料	286	147	153	130	120
C102	在宅自己腹膜灌流指導管理料	26	5	2	5	4
合計		1,730	1,276	1,222	1,144	1,130

⇒ 平成29年までは増加していたが、以降は減少傾向である。
医療的ケア児の大部分は大病院がメインとなって医学管理を行っている一方、既に地域の診療所も医学管理を担い始めていると推定される

1. 医療的ケア児について

医療的ケア児支援法のポイント！！

(1) 目的・基本理念

- 目的：医療的ケア児の健やかな成長と、その家族の離職防止
- 基本理念：医療的ケア児及びその家族に対する切れ目ない支援など

(2) 国の責務

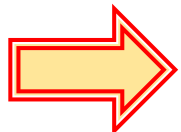
- 医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を総合的に実施

(3) 地方公共団体の責務

- 国との連携を図りつつ、医療的ケア児・家族に対する支援に係る施策を実施。
- 保育所、学校等に対する支援、相談体制の整備、情報提供（県・市町村）
- 医療的ケア児支援センターを設置することができる（県）**

(4) 保育所、学校等の設置者の責務

- 在籍する医療的ケア児に対する適切な支援
- 看護師等の配置、その他必要な措置



医療的ケア児やその家族へ切れ目のない支援を実施

2. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

厚生労働省資料

医療的ケア児支援センターの設置による医療的ケア児やその家族への支援（イメージ）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の基本理念の実現

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援

どこに相談すれば良いかわからない、医療的ケア児やその家族の様々な相談について、医療的ケア児支援センターが総合的に対応する。

医療的ケア児支援センター (都道府県)

● 家族等への相談、情報提供・助言等

- ▶ 家族等からの様々な相談に総合的に対応。
(相談内容に応じて、市町村や相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーター等、地域の適切な者に繋ぐ。必要に応じて関係機関を繋ぎ、検討体制を整える等)。
- ▶ 家族等への地域の活用可能な資源の紹介を行う。

等

※医療的ケア児等コーディネーターの配置を想定。
※都道府県が自ら行う場合も含む。
※社会福祉法人等と役割分担して実施することも可能。



管内の情報の集約

● 関係機関等への情報の提供及び研修

- ▶ 管内の医療的ケア児やその家族のニーズの地域への共有を行う。
- ▶ 好事例や最新の施策等の情報収集・発信を行う。
- ▶ 医療的ケア児等支援者養成研修等の研修を実施する。
- ▶ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言等を行う。

等

医療的ケア児に係る様々な相談

- 仕事と育児を両立させたい...
- 先々の子育ての見通しが見えない...
- 緊急時の預け先がない...
- 兄弟に関わる時間がとれない...
- 夜間のケアがつかない...

市町村等（地域の支援の現場）



支援の実施

センター設置により相談先が明確化。
医療的ケアのある子どもとその家族

どこに相談すれば良いかわからない...

- ▶ センターや地域の医療的ケア児等コーディネーターの仲介等により、医療的ケア児に係る支援に当たっての協力関係を構築する。
- ▶ 個々の医療的ケア児やその家族への支援を、医療・福祉・教育・(年齢によっては就労)が情報を共有しながら実施。
- ▶ 地域の医療的ケア児やその家族への支援について、どのような支援が必要か、関係機関間で協議を行う。

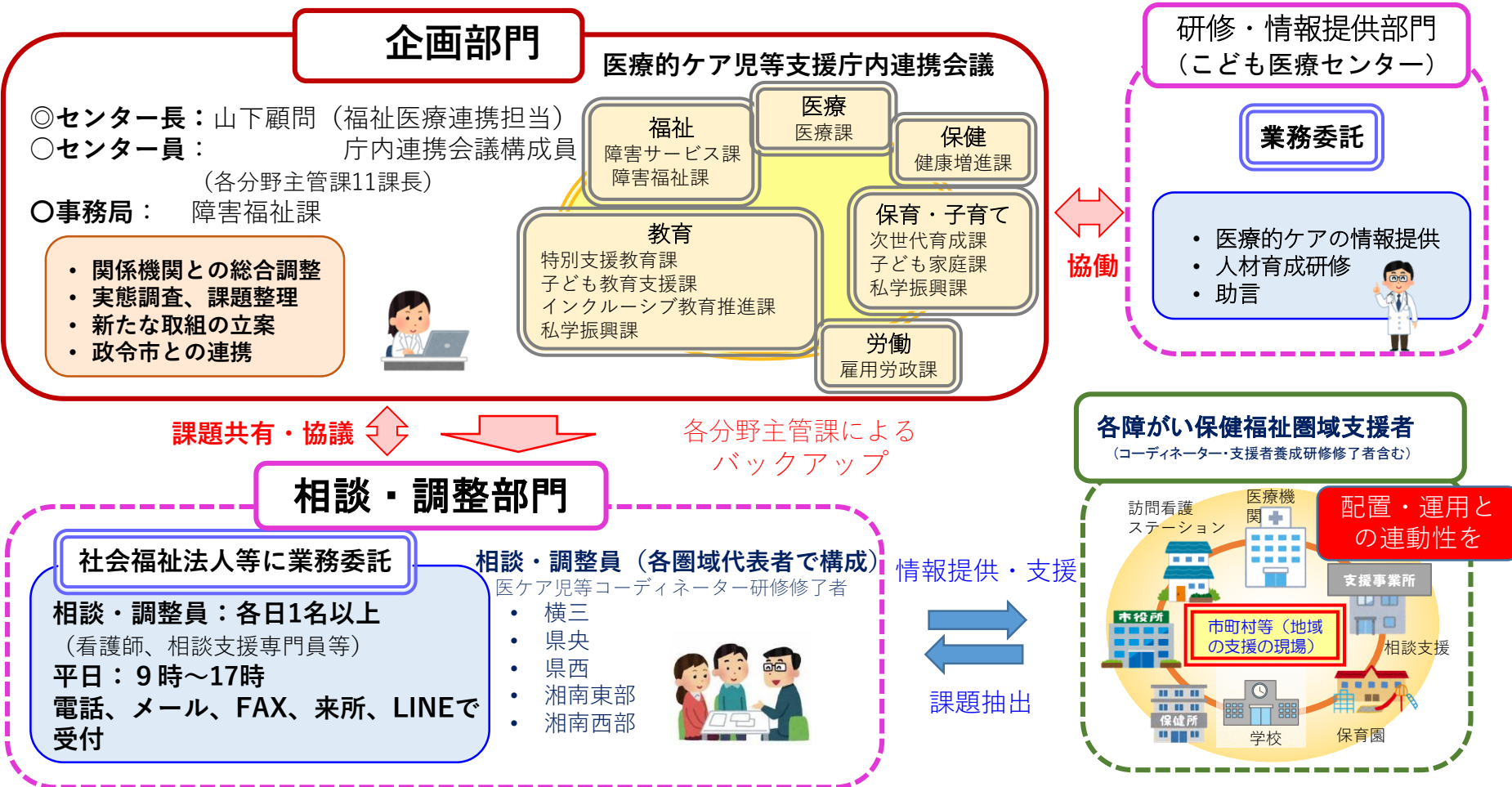
2. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

医療的ケア児支援センターの全国の設置状況（R5年2月現在）

<p>【設置済み】 (1都1道1府37県)</p>	<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県</p>
<p>【令和4年度設置予定】 (1県)</p>	<p>滋賀県</p>
<p>【設置時期未定】 (1府5県)</p>	<p>群馬県、大阪府、和歌山県、広島県、鹿児島県、沖縄県</p>

2. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

かながわ医療的ケア児支援・情報センターの体制（5月31日開設）



3. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

相談調整部門の概要について

名 称	かながわ医療的ケア児支援・情報センター
対 象 者	医療的ケア児とそのご家族、支援者等
窓口の場所	神奈川県東庁舎 3階（横浜市中区日本大通1）
相談受付時間	月曜日～金曜日（土日・祝・12月29日～1月3日を除く） 9時30分～16時（12時～13時を除く） 5圏域8名の相談員が日替わりで相談に対応しています
相談方法	相談専用電話 045-227-1255 フォームメール （ホームページ内にリンクがあります） LINE相談 @kanagawa_mccs ファクシミリ 045-201-2051（24時間受付）
ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html

2. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

相談・調整部門の業務範囲

医療的ケア児等とその家族、支援者を適切な機関につなぐ相談窓口

<個別支援>

- 医療的ケア児等その家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対して助言を行う。
(支援者への支援)

<地域支援>

- 個別支援を通じて抽出された圏域の課題共有し、企画部門において県の施策につなげる。(関わった事例から得られた課題を上にあげていく)
※横のつながりは、自立支援協議会等で共有したい。

2. かながわ医療的ケア児支援・情報センターについて

相談実績について（令和5年2月末日現在）

相談件数 48件（完了 28件、継続 16件、経過観察 4件）

ア 地域 横浜市 5件、相模原市 2件、横須賀市 1件、
藤沢市 4件、平塚市 1件、小田原市 5件、秦野市 6件、
鎌倉市 5件、茅ヶ崎市 2件、綾瀬市 1件、大和市 1件、逗子市 2件
厚木市 1件、海老名市 2件、座間市 1件、伊勢原市 2件、愛川町 2件、
大井町 1件、県外 2件、不明 1件

イ 相談方法 電話 38件、LINE 6件、フォームメール 3件、訪問 1件

ウ 相談種別 親・親族 28件、支援者 20件

エ 相談内容 診療、医療機関に関する事 8件
手当、補助制度に関する事 1件
保育園、幼稚園に関する事 9件
障害福祉サービスに関する事 11件
養護学校等に関する事 12件
移行期医療に関する事 1件
就労 1件、 その他 5件

3. 医療的コーディネーター養成研修事業について

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業とは

神奈川県では、平成30年度より、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する者の養成研修を行っています。

神奈川県(政令市を除く)で実施する場合の受講要件

次の(1)から(4)のいずれかに該当し、今後、地域において医療的ケア児等コーディネーターの役割を担う予定のある方

- (1) 看護師、保健師等の医療関係の資格を有する者
- (2) 相談支援専門員、保育士等の福祉関係の資格を有する者
- (3) 特別支援学校の教諭等の教育関係の資格を有する者
- (4) その他、医療的ケア児等コーディネーターを担う能力があると県及び市町村が認める者

3. コーディネーター養成研修事業について

(単位：人、政令市実施分は除く)

(1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計
11	研修中止	21	18	50

(2) 圏域別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

横須賀三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	計
9	14	10	12	5	50

(3) 職種別医療的ケア児等コーディネーター養成研修者修了者数

看護師	相談支援専門員	その他	計
16	23	11	50

令和4年度の研修修了予定者は14名。

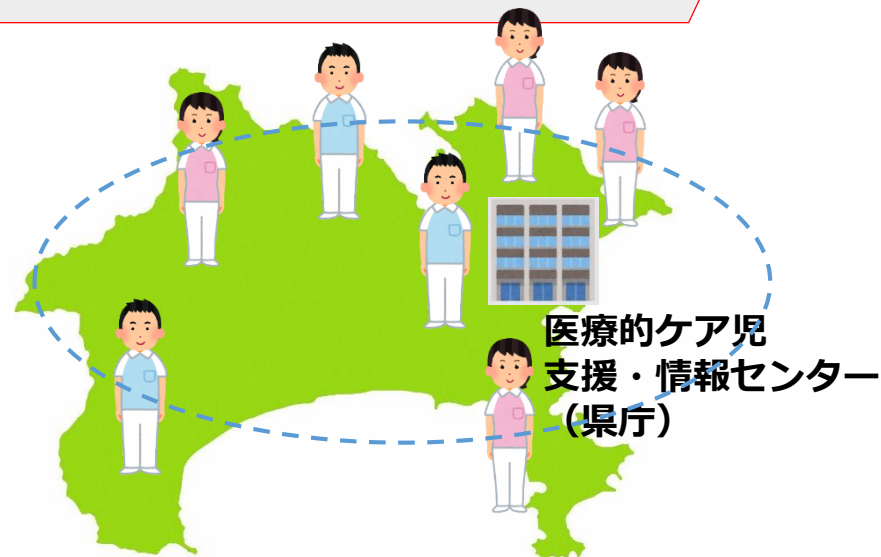
4. 令和5年度以降の取り組み

R4年度体制の課題

- 県庁1か所では地域の相談に対応できない。
- 地域の支援者支援が行き届かない。
- 市町村によりコーディネーター配置、医ケア児支援策にレベル差がある。
- 政令市との関係が不透明

R5年度体制の方向性

- 「身近な地域で相談を受ける」という原則に基づき、各圏域にブランチを設置、政令市と連携。
- 市町村配置のコーディネーターについては、圏域単位でコーディネーター支援、支援者支援を行う。
- 政令市と圏域のリーダーで調整・情報共有し、施策等に反映



4.令和5年度以降の取り組み

次年度(R5年度)の体制

医療的ケア児等とその家族、支援者を適切な機関につなぐ相談窓口

**かながわ医療的ケア児
支援センター**

総合事務局：県障害福祉課

- 企画（庁内会議、政令市連絡会議）
- 人材育成（関係機関との連携）

横浜市

- 鶴見区コーディネーター拠点
- 南区コーディネーター拠点
- 旭区コーディネーター拠点
- 磯子区コーディネーター拠点
- 青葉区コーディネーター拠点
- 都筑区コーディネーター拠点

川崎市

- 総合リハビリテーション推進センター
- 地域相談支援センターそれいゆ

相模原市

- 緑障害者相談支援キーステーション
- 南障害者相談支援キーステーション

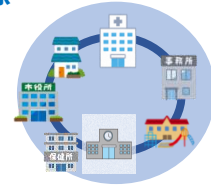
神奈川県

- 主任コーディネーター
- 横須賀三浦圏域
 - 県央圏域
 - 湘南東部圏域
 - 湘南西部圏域
 - 県西圏域

各圏域・市町村で配置するコーディネーター

- 相談窓口
- 支援者支援
- 地域支援

地域資源



行政を含む地域支援者
医療、保健、療育、保育、教育、福祉、等々

<個別支援> 医療的ケア児等その家族及び支援者からの相談を受け、その内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対して助言（支援者への支援）を行う。

<地域支援> 個別支援を通じて抽出された地域課題を共有し、施策につなげる。（関わった事例から得られた課題を上にあげていく）※横のつながりは、自立支援協議会等でも共有する。

5. 神奈川県今後の取り組み

圏域内の体制

